

■農業委員会が農地の利用状況を調査します



●農地パトロールを行います

新たな農地法では、これまで農業委員会が行ってきた「農地パトロール」が法定化されました。農業委員会が地域を巡回して調査を行いますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

■農地を貸しても、相続税納税猶予制度の適用は継続されます

●終身継続が条件となります

制度の適用農地について、利用権設定等により貸しても、自ら耕作しても、農地としての利用を終身継続すれば、納税は猶予されます。 ※ただし、市街化区域内の農地は除きます。



問い合わせ

■岐阜県農業会議（三浦、西川）

☎ 058-268-2527

関連事業

農地法の改正により、耕作放棄地解消の必要性がより一層高まりました。ぜひ、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を活用しましょう。

事業対象者：農業者または農業者等の組織する団体、地域耕作放棄地対策協議会

再生作業を支援します！

- ①荒廃程度に応じて、3万円又は5万円／10a助成。
荒廃程度が大きく、重機等を用いて再生作業する場合は、1／2以内を助成
- ②土壌改良（肥料、有機物資材の投入等）
2.5万円／10aを助成
- ③営農定着（作物の作付け、水田は除く）
2.5万円／10aを助成
- ④経営展開として、経営相談・指導、実証圃場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作等に対して定額を助成。



再生農地に係る補完施設を支援します！

下記について、1／2以内を助成します。

- ①用排水施設、農道、市民農園の整備等
- ②農業用機械・施設等の整備
- ③乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設

問い合わせ

■岐阜県農業会議 農地・農業経営課（森井）

☎ 058-268-2527

農地

農政

経営

最新情報をお届けします！

ぎふアグリ通信

vol. 1

H22.6.10発行

■編集・発行 岐阜県農業会議

岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 2 階 ☎058-268-2527
E-mail: gifu@nca.or.jp ホームページ: http://www.gifu-agri.jp

photo: 海津市

「ぎふアグリ通信」の発刊にあたって

岐阜県農業会議会長 今井 良博

農業者の皆様方におかれましては、希望に燃え農作業に精励されておられることと存じます。また、日頃から農業委員会活動には深い理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、昨年度の政権交代により農政も大きく転換され、特に水稻の戸別所得補償モデル対策が開始され、来年度以降の本格実施に向けた非常に重要な年となっております。しかしながら、国、県、市町村の財政状況はリーマンショック以来大変厳しい状況にあり、農政においても従来の事業が大幅に縮小され、昨年度まで担い手育成総合支援協議会として活動してきた予算につきましては、全額削減されるという大変な事態を迎えております。

このような状況ではありますが、農業委員会系統組織として、農業者の皆様方に改正農地法や経営情報をお伝えすることは、必要不可欠なことであると認識しており、このたび「ぎふアグリ通信」を発刊し、農業委員・認定農業者等の皆様方に無償でお届けすることにいたしました。年4回の季刊を予定しておりますので、ご利用いただければ幸いです。



農地制度が変わりました

平成21年12月15日、改正農地法等が施行されました。

新たな農地制度は、

- ①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、
- ②農地の貸借をしやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

1 改正の4つのポイント

ア．農地を借りたい・貸したい

農地の貸借規制が緩和されました！

- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う業務が新設されました。
- 農地を利用できる者の範囲が拡大されました。（一定の要件を満たす必要があります）

農地の借り受け者の範囲

（改正前）

農作業 常時従事者	農業生産 法人	+	農作業 常時従事者 以外の個人	農業生産 法人以外の 法人
--------------	------------	---	-----------------------	---------------------

（改正後に追加）

ウ．耕作しないでいると…

遊休農地に対する指導が強化されました！

- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



※詳しくは同封のリーフレットをお読み下さい。

イ．許可無く転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されました！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されました。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されました。

	現 行	改 正
違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
違反転用における現状回復令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金(法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

※詳しくは同封のリーフレットをお読み下さい。

エ．農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になりました！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になりました。
- 届出をしなかったり虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになりました。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸付等のあっせんを受けることができます。



※詳しくは同封のリーフレットをお読み下さい。

2

農地を貸しやすく・借りやすくします

■農地の面的集積する仕組みを創ります

●農地利用集積円滑化団体が設けられます

農地がバラバラに点在していると、作業効率が悪いことから、面的にまとめることによって利用効率を高めるため、各市町村にその役割を担う団体（農地利用集積円滑化団体）を設けます。

※市町村・JA・担い手育成総合支援協議会などが円滑化団体になります。

詳しくは市町村へお問い合わせ下さい。



●農地の所有者の委任により集積を進めます

農地利用集積円滑化団体は、農地の所有者の委任を受け、代理して担い手等へ農地の貸付をします。



●共有農地も貸しやすくなります

相続等で複数の人により共有されている農地を、担い手等に対して貸借期間が5年以内の利用権を設定する場合は、共有持ち分の1/2を超える同意があれば貸すことができます。

※市町村がつくる農地の利用集積計画の中へ入れることが必要となります。

■規制緩和された農地の借り受け者には、一定の要件があります

●解除条件付きの契約が必要です

借りた農地を適正に利用していない場合に、所有者側から貸借を解除できることが含まれる契約を結ぶことが要件のひとつです。

さらに、この貸借の許可をうけた法人等が、地域の農業に支障が生じた場合などは、農業委員会等がその許可を取り消します。

また、毎年、借りた農地の利用状況について農業委員会等へ報告しなければなりません。



●地域における適切な役割分担や、継続的・安定的に農業経営を行うことも要件です

たとえば、地域の農業のための話し合い活動への参加、鳥獣害被害対策への協力などを行うことも求められます。

●法人は、役員1人以上が常時従事することも必要です

実質的に業務執行の権限がある役員で、地域との責任ある対応ができる者のうち1人以上が、耕作等の事業に常時従事することも要件です。